

認定NPO法人等寄附金特別控除を受けられる方へ

個人が本年中に支出した次の1に掲げる寄附金（以下「認定NPO法人等寄附金」といいます。）については、選択により、寄附金控除に代えて、次の2で計算した認定NPO法人等寄附金特別控除額を本年の所得税額から控除することができます。

なお、この認定NPO法人等寄附金については、確定申告において寄附金控除の適用を受けるか認定NPO法人等寄附金特別控除の適用を受けるかどちらか有利な方を選択できますが、その選択は、本年中に支出した認定NPO法人等寄附金の全額についてどちらか一方の控除の適用を受けることとしなければならない、その一部の金額については寄附金控除の適用を受け、その残りの金額については認定NPO法人等寄附金特別控除の適用を受けるということとはできません。

※ 「認定NPO法人等」とは、所轄庁（都道府県知事又は指定都市の長）の認定を受けた認定NPO法人（特定非営利活動促進法第2条第4項に規定するNPO法人を含みます。）をいいます。

1 認定NPO法人等寄附金

認定NPO法人等に対して支出したその認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金（その認定等の有効期間内に支出したものに限りまゝす。）をいいます。

2 認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算

認定NPO法人等寄附金特別控除額 ＝ 次の①又は②のいずれか少ない方の金額（100円未満の端数切捨て）

① （本年中に支出した認定NPO法人等寄附金の額の合計額 － 2千円）× 40%

② 本年分の所得税の額の25%に相当する金額

(注)1 上記①の算式中の「本年中に支出した認定NPO法人等寄附金の額の合計額」については、本年分の所得金額の合計額の40%相当額が限度とされます。

ただし、寄附金控除の対象となる認定NPO法人等寄附金以外の寄附金（以下「認定NPO法人等寄附金以外の寄附金」といいます。）がある場合で、本年中に支出した認定NPO法人等寄附金以外の寄附金の額の合計額に本年中に支出した認定NPO法人等寄附金の額の合計額を加算した金額が本年分の所得金額の合計額の40%相当額を超えるときは、本年分の所得金額の合計額の40%相当額からその認定NPO法人等寄附金以外の寄附金の額の合計額を控除した残額とされます。

また、公益社団法人等寄附金特別控除を適用する公益社団法人等寄附金の額がある場合には、さらにその公益社団法人等寄附金の額の合計額を控除した残額とされます。

2 上記①の算式中の「2千円」については、本年中に支出した認定NPO法人等寄附金以外の寄附金の額及び公益社団法人等寄附金特別控除を適用する公益社団法人等寄附金の額の合計額が2千円以上の場合は「0」とされ、2千円未満の場合は2千円からその認定NPO法人等寄附金以外の寄附金の額及び公益社団法人等寄附金特別控除を適用する公益社団法人等寄附金の額の合計額を控除した残額とされます。

3 上記②の金額について、公益社団法人等寄附金特別控除の適用がある場合には、②の金額から公益社団法人等寄附金特別控除額を控除した残額とされます。なお、政党等寄附金特別控除の税額控除限度額は別枠で計算します。

4 具体的な控除額の計算は、表面の『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』により行ってください。

3 認定NPO法人等寄附金特別控除の適用を受けるための手続

認定NPO法人等寄附金特別控除を受ける方は、『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』（表面の計算明細書）で控除額を計算し、**申告書第一表**の「税金の計算」欄の政党等寄附金等特別控除に控除額を転記するとともに、**申告書第二表**の「特例適用条文等」欄に「措法41の18の2」と書きます。ほかに、公益社団法人等寄附金特別控除又は政党等寄附金特別控除の適用を受ける場合には、『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の⑫の金額又は『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』の⑫の金額と合計し、その合計額を**申告書第一表**の政党等寄附金等特別控除に記入してください。

4 認定NPO法人等寄附金特別控除を受けるために必要な書類

次の書類を確定申告書に添付して税務署に提出してください。

① この『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』

② 寄附金を受領した認定NPO法人等から交付された次の事項を証する書類で寄附者の氏名及び住所の記載があるもの（又は当該書類に記載すべき事項を記録した電子証明書等に係る電磁的記録印刷書面）

(1) その寄附金を受領した旨及びその受領した年月日

(2) その寄附金の額

(3) その寄附金がその認定NPO法人等の特定非営利活動に係る事業に関連する寄附である旨

(4) その寄附金を受領したその認定NPO法人等の名称

認定NPO法人等寄附金特別控除に関する詳しいことは、税務署にお尋ねください。